

慶弔見舞金規定

(目的)

第1条 この規定は、あったらいいなの甲斐の会員の慶弔見舞いに関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、原則として会員に適用する。

2 前項に該当しない者の慶弔見舞金についてはその都度決定する。

(慶弔見舞金の種類)

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- 一 結婚祝金
- 二 出産祝金
- 三 弔慰金
- 四 傷病見舞金
- 五 災害見舞金

(届け出)

第4条 会員又はその関係者がこの規定の定めにより、慶弔見舞金の支給を受けようとする場合は、所定の手続きにより会に届け出なければならない。

2 前項の届け出にあたって証明書の必要なものは、これを添付しなければならない。

(結婚祝金)

第5条 会員が結婚した場合は、別表1の結婚祝金を支給する。

2 結婚の当事者がいずれも会員である場合は、前項に定める祝金を各々に支給する。

3 退会後3ヶ月以内に結婚することが決定している場合には、第1項の規定を準用する。

(再婚の場合)

第6条 再婚の場合は、前条第1項に定める金額の半額とする。

(祝電)

第7条 本人が結婚する場合は、会名義で祝電を発信することがある。

(出産祝金)

第8条 会員又はその配偶者が出産した場合は、別表2の出産祝金を支給する。

2 前項の出産祝金は出産した者が内縁の場合も含む。

3 死産又は1週間以内に死亡したときは、出産祝い金は支給せず次条に定める弔慰金を支給する。

(香料)

第9条 会員又はその家族が死亡した場合は、別表3の香料を支給する。

(弔電・花輪)

第10条 前条により香料を支給する場合は、会長名をもって弔電を発信するか、もしくは、花輪・生花を供える場合がある。

(傷病見舞金)

第11条 会員が傷病で療養のため休養する場合には、別表4の傷病見舞金を支給する。ただし、普通傷病見舞金は、傷病発生から引き続き1ヵ月以上療養することとなった場合に支給対象とする。

2 傷病見舞金の支給を受けようとする場合は、原則として医師の発行する証明書を添付しなければならない。

(災害見舞金)

第12条 会員が火災、風水害又はその他の不慮の災害により、住居等に損害を被った場合には、別表5に定める災害見舞金を支給する。

2 前項の災害見舞金の支給を受けようとする場合には、原則として官公庁の発行する証明書を添付しなければならない。

(他規定との関係)

第13条 この規定に基づく慶弔見舞金の支給は、各種任意保険による給付とは関係なく別途に行う。

附 則

この規定は、平成26年1月1日から施行する。

別表 1 結婚祝金

| | | | |
|------|--------|----------|--------|
| 会員年数 | 3年未満 | 3年以上5年未満 | 5年以上 |
| 支給金額 | 10,000 | 20,000 | 30,000 |

別表 2 出産祝金

| | | |
|------|--------|-------|
| 給付区分 | 第一子 | 第二子以降 |
| 支給金額 | 10,000 | 5,000 |

別表 3 香料

| | | | |
|-----|---|--------|----------|
| 本人 | | 30,000 | ほか 花輪 1本 |
| 配偶者 | — | 10,000 | ほか 花輪 1本 |
| 実父母 | — | 10,000 | |
| 子女 | — | 10,000 | |

別表 4 傷病見舞金

| | |
|-------|--------|
| 給付区分 | 支給額 |
| 傷病見舞金 | 10,000 |

別表 5 災害見舞金

| | |
|-----------------|--------|
| 給付区分 | 世帯主 |
| 全壊 | 10,000 |
| 半壊 | 5,000 |
| 一部損傷又は 床下浸水当 | 5,000 |

左記金額の範囲内において、
災害程度実状に応じて支給する。